

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎
(写送付先: 東京都知事)

小笠原諸島の自然保護について(申入れ)

標記のことについて、本会議第321回 運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

近時、永らく日本国民によって要望されていた小笠原諸島の施政権が日本に復帰するはこびになったことは、われわれの深く喜びとするところである。

元来、小笠原諸島は熱帯性の離島であって、きわめて特殊な生物相をもち、学術的見地からみて非常に高い価値を有することは周知の通りである。

なお、その自然環境が幸いにして近年迄、比較的破壊されず残っている部分が多いという面からみても、その自然を保護することは特に重要である。

今回、小笠原諸島が日本に復帰するにあたり、その産業、観光等の開発について諸種の計画が云々されているが、それらの開発計画が実施されるに先立って、同諸島の自然環境の保護に留意することが、学術上緊急必要であると考える。

よって政府は、同諸島開発に先立って同諸島の自然保護について、適切な処置をとられるようこゝに申し入れる次第である。

なお、われわれは、たとえば、同諸島に自然保護地区を設定すること、あるいは、同諸島の自然研究のための施設を設定すること等を含め、学術上の観点から同諸島の自然保護のための観告を行う予定であり、同諸島の開発が進められるに際し本会議に十分の連絡をとられることを要望する。

また、近々各方面で行われようとしている同諸島への学術調査団の派遣等に関しても、その調査の項目、組織等について遺漏のないことを希望し、その遺憾なきを期するために、それらの点について本会議の意見を徴されるよう希望する。

日本学術振興会会長 茅 誠 司 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

沖縄との学術交流について(申入れ)

標記のことについて、本会議第324回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は昭和40年11月15日付 庶発第1017号で沖縄との学術交流を促進するよう政府に勧告した。このことに関連して、特殊法人日本学術振興会の実施する事業のうち、次の点につき善処されたい。

1. 沖縄の科学者に日本学術振興会の流動研究員として応募資格を認めること。
2. 沖縄の科学者に日本学術振興会の奨励研究員として応募資格を認めること。
3. 今後、日本学術振興会においても沖縄の科学者との学術交流について積極的に促進する方途を考慮すること。 別添参考資料：沖縄との学術交流について(勧告)

内閣総理大臣 佐藤 栄作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

(写送付先：科学技術庁長官，外務，文部両大臣)

沖縄との学術交流について(勧告)

標記のことについて、本会議第44回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

沖縄が戦後20年、特殊な事情のもとにおかれており、沖縄の科学者が今なお、本土の科学者と同等の資格を有するにいたっていないことは周知の事実である。また沖縄がその学術的な重要性にもかかわらず、本土との学術交流を阻害されてきたことは遺憾である。

ついては、

1. 日本学術会議は、沖縄の科学者に本土の科学者と同等に、日本学術会議会員の選挙権・被選挙権を与えることを希望する。

政府は、その実現のために最善の努力を払われたい。

2. 政府は、沖縄との学術交流を促進するため、下記の措置をとられたい。

(イ) 沖縄の科学者の科学研究費等について、本土の科学者と同等に取扱うことを原則とし、なおその地理的条件をも考慮すること。

(ロ) 沖縄と本土相互間の学術交流の促進に必要な予算措置を講ずること。

(ハ) 学術交流のための本土と沖縄との往来について、その自由を確保すること。

説明

日本学術会議法の制定された時期には、沖縄はなお戦後の荒廃のために、学界を成立せしめうる条件にも乏しく、また学術会議が沖縄学界の実情を把握するのも困難であったが、琉球大学等をはじめとする研究機関も設立され、見るべき研究業績の輩出しつつある現在、沖縄との学術交流の飛躍的な促進は、すでに実現可能な段階に達していると考えられる。内外に対する科学者の代表機関としての日本学術会議が、沖縄の科学者をも平等の資格において会議に参加せしめ、全日本の学術会議としての実をあげようとすることは、科学研究上の充足を願うための当然の内的要求である。日本学術会議は、これを実現するために、政府が早急に、

- (1) 沖縄における学術研究誌、研究書等の学術的業績と本土のそれらを相互に交換・交流するための条件を整備し、これが経済的な援助を与えること。
- (2) 沖縄学界の状況の具体的な報告を求めるために、学術会議が沖縄学界の代表者を招致するに必要な旅費等について援助すること。
- (3) 日本学術会議が、沖縄の学界の状況を直接調査するための代表者派遣について援助すること。

その他上記の要求を実現するために必要な措置を速やかにとり、これを推進することを要望する。

なお、これらと平行して、沖縄の科学者のおかれている研究上の不利な状態を経済的にも補い、その研究を助成する措置をとるよう特に配慮されねばならない。科学研究費の助成等に当たっては

沖縄の科学者にも本土の科学者と同等の資格を与え、さらにその地理的条件等を考慮し、研究旅費等の予算配分には特別の措置をとるべきである。

また、沖縄との学術交流の戦後における停滞を速やかに回復するためには、相互の往来による学術視察、調査研究等が現在の段階において、とりわけ必要である。政府は文献の交換のみにとどまらずこれらの交流を援助するため、予算上の措置について特別の配慮を加えられたい。

最後に、以上の学術交流が支障なくおこなわれるためには、これに必要な往来の自由が確保されなければならない。近来渡航の件は若干改善のきざしも見えはじめてはいるが、なおその困難が解消したとはいえない。政府は学術交流のための相互の往来については、特にその自由を保障するよう配慮されたい。

なお、上記の勧告と関連して、沖縄学界の要請を資料として添付する。

(別添資料) 琉球大学、沖縄大学、国際大学

関係機関教授・職員 232 名に要請書

昭和 40 年 10 月 4 日

日本学術会議議長 朝 永 振一郎 殿

琉球大学教授職員会

謹啓 この度琉球大学・沖縄大学・国際大学その他関係機関の科学者が別紙の通り、日本学術会議員の選挙権および被選挙権についての要請文を連署を添えて提出致しますので、日本学術会議で御取上げ御審議下さいませよう御願い申し上げます。

昭和 40 年 10 月 4 日

日本学術会議議長 朝 永 振一郎 殿

琉球大学職員一同、沖縄大学職員一同

国際大学職員一同、関係機関職員一同

日本学術会議員の選挙権および被選挙権についての要請

終戦後すでに 20 年、沖縄はいまだにアメリカの施政下にあつて本土復帰の目途もつかず、日本国民でありながら日本国憲法で保障される基本的権利さえ与えられていません。

沖縄にも多くの科学者がいるにかかわらず、日本学術会議に一言の発言すら出来ない現状はまことに遺憾であります。われわれはせめて学術の面においてだけでも、日本国民として同等の権利が与えられて然るべきだと考えます。

日本学術会議が沖縄の現状に特別の考慮を払われ、われわれ沖縄の科学者にも日本国民として同等に、日本学術会議員の選挙権および被選挙権を与えて下さるよう、別紙連署をもって要請致します。